

水田等有効活用促進対策事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成21年4月 1日 20生産第9847号

一部改正 平成21年5月29日 21生産第1491号

第1 趣旨

世界的な穀物需給のひっ迫、原油・肥料価格の高騰、輸入食品の安全性に対する不安の増大など、我が国の食料供給に対する不安定要素が急速に増大する中、これらの課題を乗り越えて、食料自給力・自給率の向上を図ることは喫緊の課題となっている。

このため、新規転作田、水田・畑の不作付地等を有効に活用しつつ、自給率の低い大豆・麦や米粉用米・飼料用米等の需要に応じた生産拡大の取組を進める必要があることから、これら作物の生産拡大に取り組む者に対して支援を行い、もって食料自給力・自給率の向上を図ることとする。

第2 事業実施主体

- 1 水田等有効活用促進対策事業（以下「本事業」という。）における事業実施主体は、都道府県水田農業推進協議会（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「水田農業対策要綱」という。）第4の1の都道府県水田農業推進協議会をいう。以下「都道府県協議会」という。）及び地域水田農業推進協議会（水田農業対策要綱第4の2に規定する地域水田農業推進協議会をいう。以下「地域協議会」という。）とする。

なお、地域協議会が設置されていない地域にあつては、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める要件を満たし、原則として市町村の区域をその区域とする農業者団体（農業者が構成員となっている団体をいう。以下同じ。）、市町村、農業委員会等により構成される協議会とする。

- 2 1のなお書きの協議会が、第3の2に定める事業を行おうとするときは、生産局長が別に定める手続により、運営等に係る規約等を定め、1の要件を満たすことについて、当該協議会が事務所を置く都道府県の都道府県協議会長の承認を受けなければならない。
- 3 都道府県協議会長は、2により承認を受けた協議会が1のなお書きの要件を欠いたと認めた場合又は第3の2に定める事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を執らなかつたと認めた場合には、生産局長が別に定めるところにより、この承認を取り消すことができる。

第3 事業の内容

- 1 水田等有効活用促進対策資金造成事業

都道府県協議会は、2の作付拡大推進助成事業を行うための財源とするため、国から水田等有効活用促進対策交付金及び水田等有効活用促進対策事業費補助金（以下「水田等有効活用促進交付金等」という。）の交付を受け、資金の造成を行うものとする。

2 作付拡大推進助成事業

地域協議会及び第2の2により承認を受けた協議会(以下「地域協議会等」という。)は、自給力・自給率向上に向け需要に応じた作物の生産振興を推進するため、別表の助成内容欄に掲げる助成区分ごとに、対象作物欄に掲げる作物につき、助成対象者欄に掲げる取組を行う者に対して助成金を交付するものとする。

第4 事業実施期間

平成24年3月31日までとする。

第5 助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、都道府県協議会が第3の2の事業を実施するのに必要な資金を積み立てるため、都道府県協議会に対して助成金を交付するものとする。
- 2 第3の1の取組に対する助成額は、生産局長が別途定める算定方法によるものとする。
- 3 国は都道府県協議会が、水田等有効活用促進対策資金造成事業により造成した資金に残余があるときは、当該残余のうち国からの水田等有効活用促進交付金等の相当額を国に返還するよう命ずることができるものとする。

第6 業務方法書

都道府県協議会は、本事業により積み立てた資金から第3の事業に係る助成金の交付を行おうとするときは、生産局長が別に定めるところにより業務方法書を作成し、地方農政局長等(北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあつては北海道農政事務局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)の承認を受けなければならない。

第7 事業実施手続

- 1 都道府県協議会長は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画書を作成し、地方農政局長等の承認を受けるものとする。
- 2 事業実施計画書の重要な変更は、1の規定による手続に準じて行われるものとする。

第8 資金

都道府県協議会は、国からの水田等有効活用促進交付金等により造成した資金に、水田等有効活用促進交付金等勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。

第9 事業実施状況の報告

都道府県協議会長は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況について、地方農政局長等に報告するものとする。

第10 推進体制等

1 農業者団体の役割

農業者団体は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会又は地域協議会等の会員として一定の役割を担うものとする。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会又は地域協議会等の会員として一定の役割を担うとともに、事業実施主体を指導するものとする。

3 国の役割

国は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会及び地域協議会等を指導するものとする。

第11 他の施策との関連

本事業の実施に当たり、事業実施主体は、水田農業対策要綱に基づく施策その他の関連する施策との連携が図られるよう努めるものとする。

第12 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日21生産第1491号）

この要綱は、平成21年5月29日から施行する。

別表

助成内容	対象作物	助成対象者
1 作付拡大に伴う面積助成	米粉用米、 飼料用米 麦 大豆 飼料作物	<ol style="list-style-type: none"> 1 生産調整の実施 当年産において、水田農業対策要綱第6の1の規定による確認を受けた者であること。 2 は種前契約の締結等 は種前契約の締結等により需要に応じた生産に取り組む者であること。 3 低コスト化・高品質化の推進 地域の課題を踏まえ、低コスト化や高品質化を推進する者であること。 <p>注：ただし、経営面積（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成18年農林水産省令第59号）（以下「施行規則」という。）第1条第1項に規定する「権利設定等面積」のことをいう。以下同じ。）に水田が含まれない農業者については、2及び3の要件を満たす者を助成対象者とする。</p>
2 作付拡大に伴う固定払相当への助成	麦 大豆	<ol style="list-style-type: none"> 1 生産調整の実施 当年産において、水田農業対策要綱第6の1の規定による確認を受けた者であること。 2 は種前契約の締結等 は種前契約の締結等により需要に応じた生産に取り組む者であること。 3 低コスト化・高品質化の推進 地域の課題を踏まえ、低コスト化や高品質化を推進する者であること。 4 捨て作りの防止 通常の営農管理を行い、捨て作りをしていない者であること。 5 水田・畑作経営所得安定対策への加入 水田・畑作経営所得安定対策（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令（平成18年政令第221号）、施行規則及び農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第4条第2項の金額の算定に関する省令（平成18年農林水産省令第72号）に基づく、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金及び収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付に係る対策をいう。）の加入者であること。 <p>注：ただし、経営面積に水田が含まれない農業者については、2から5の要件を満たす者を助成対象者とする。</p>
3 生産実績に応じた加算助成	大豆	<ol style="list-style-type: none"> 1 生産調整の実施 当年産において、水田農業対策要綱第6の1の規定による確認を受けた者であること。 2 は種前契約の締結等 は種前契約の締結等により需要に応じた生産に取り組む者であること。

		<p>3 低コスト化・高品質化の推進 地域の課題を踏まえ、低コスト化や高品質化を推進する者であること。</p> <p>4 捨て作りの防止 通常の営農管理を行い、捨て作りをしていない者であること。</p>
4 低コスト化に対する取組への加算助成	米粉用米、 飼料用米	<p>1 生産調整の実施 当年産において、水田農業対策要綱第6の1の規定による確認を受けた者であること。</p> <p>2 は種前契約の締結等 は種前契約の締結等により需要に応じた生産に取り組む者であること。</p> <p>3 低コスト化・高品質化の推進 地域の課題を踏まえ、低コスト化や高品質化を推進する者であること。</p> <p>4 捨て作りの防止 通常の営農管理を行い、捨て作りをしていない者であること。</p>